

都市計画マスタープラン 住民ワークショップについて

☎ 企画空港政策課 都市計画係
☎ 77-3909

本町のまちづくりに係る基本的な方針を示す計画となる「都市計画マスタープラン」の見直しに向けて、6月23日(日)に第1回住民ワークショップを小池、千代田、川津場の3地区で開催しました。当日は休日にも関わらず、3地区合計26人の住民の皆さまにご参加をいただきました。

次回は8月25日(日)に開催しますので、ぜひご参加くださいますようお願いいたします。

●第1回住民ワークショップの概要

■開催日時・会場 6月23日(日)

地域	旧小学校区	時間	会場	参加者数
小池地域	芝山小学校区	午前10時～正午	役場南庁舎1階研修室	11人
千代田地域	菱田小学校区	午後1時30分～3時30分	福祉センター「やすらぎの里」2階講習室	9人
川津場地域	東小学校区	午後4時～6時	福祉センター「やすらぎの里」2階講習室	6人

第一部では、これまでのまちづくりの経緯や都市計画の概要、都市計画マスタープランの素案について説明しました。

第二部では、「土地利用」「交通」「環境」の3つのテーマごとにテーブルに分かれ、ワークショップ形式でそれぞれのテーマについて地域にとって必要だと思う取り組みやアイデアなどのご意見を出し合っていたいただき、最後に各グループで出された意見について発表しました。

■各地区の主な意見

	小池地区	千代田地区	川津場地区
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ●はにわ台住宅団地を活用した定住促進 ●子育て・教育施設が近くにあると若い世代は便利 ●図書館など文化施設の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ●用途地域内の空き地に集合住宅を整備してはどうか ●飲食や温泉、福祉、高齢者預かりなど、さまざまな機能を有する複合施設が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ●後世に受け継げる住環境整備が必要 ●日用品の買い物は便利だが、飲食店が不足 ●保育施設も必要ではないか
交通	<ul style="list-style-type: none"> ●バスターミナルの整備 ●小池～バルールド～はにわ台住宅団地のアクセス向上 ●東西軸の強化が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ●芝山千代田駅から成田市街地(イオン)までの公共交通が確保されるとよい ●空港管理道路を公道へ 	<ul style="list-style-type: none"> ●地区内の道路が狭く、見通しが悪いので対策が必要 ●渋滞対策として地区内を通り抜け道路があるとよい
環境	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもを安心して育てられる環境づくりが必要 ●空き家を積極的に活用すべき 	<ul style="list-style-type: none"> ●新市街地整備のためには、上水道などのインフラ整備が必要 ●建物は耐震化すべき 	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅地として整備するためには上下水道の整備が必要 ●耕作放棄地が多く管理不足 ●土埃対策の強化

●第2回住民ワークショップ開催のお知らせ

第1回目でもいただいたご意見をどう計画に反映したかをご報告した後、実際に地域のまちづくりを進めていく上で、住民の立場からこういった活動や取り組みが可能かをワークショップ形式で検討していただく予定です。

お忙しい時期とは存じますが、これからの地域のまちづくりの進め方について住民の皆さま同士で考え、話し合う貴重な機会となりますので、皆さまお誘い合わせの上、ご参加くださいますようお願いいたします。

■開催日時 8月25日(日) ※3地域合同で開催します。

地域	旧小学校区	時間	会場
小池地域	芝山小学校区	午前10時～正午	福祉センター「やすらぎの里」 2階講習室
千代田地域	菱田小学校区		
川津場地域	東小学校区		

機構

**農地中間管理機構
地域の農地を守りましょう**

問 産業振興課 農政係 ☎77・3917

農業からのリタイアを考えている、相続した農地の管理に困っている、水田をやめて畑に専念したいなど、貸したい農地がある方は、農地のある町または公益社団法人千葉県園芸協会(農地中間管理機構、以下「機構」という。)にご相談ください。

■機構の役割

- ・機構が農地の受け手を探します。
- ・農地の規模拡大を考えている方や、新規農地を探している方の相談を機構が受けます。
- ・機構が賃料の徴収や支払いなどの農地賃借を仲介し、スムーズな農地の貸し借りを支援します。

■機構集積協力金の内容

農地の貸し借りにおいて、地域や個人が一定の要件を満たすことで、次の協力金の交付が受けられます。

○地域集積協力金(地域への協力金)

①集落などの農地をまとめて(2割超)機構へ貸し、交付対象面積の1割以上が新たに担い手に集積される場合

貸付面積に応じて:
1.0〜2.2万円/10a

②担い手同士の農地交換で農地の分散を解消した地域

(ア) 担い手の1ha以上の団地面積の割合が2割以上増加

(イ) 担い手の1ha以上の団地面積の割合が地域の4割以上を占め、担い手の団地面積の平均が1.5倍以上増加

地域の農地を4割超機構に貸し付け、(ア)または(イ)のいずれかの要件を満たす場合

貸付面積に応じて:
0.5〜1.0万円/10a

※実質化された人・農地プランが作成されている一定の区域が対象です。

○経営転換協力金(個人への協力金)

離農または畑に専念するため水田などの部門をやめ、その農地を機構へ貸し付けた場合

合(担い手は除く)
貸付面積に応じて:
1.5万円/10a(1戸あたり上限50万円)

■問合せ

詳細や協力金の内容、具体的

**【農地中間管理事業の仕組み】
(農業振興地域の農地に限ります)**

農地中間管理機構

- ①農地を借り受けます
- ②担い手がまとまりのある形で農地を利用できるように配慮して貸し付けます
- ③必要に応じて、農地の利用条件を改善します

(公社) 千葉県園芸協会

農地を貸したいなあ...



出し手

借受け

よし、規模拡大しよう!



担い手

貸付け

な相談などについては、産業振興課農政係もしくは、公益社団法人千葉県園芸協会農地部(☎043-223-3011)までお気軽にお問い合わせください。